

燕市産業用地開発事業奨励金

申請要領

市内における産業用地の開発を促進することにより、企業の集積及び雇用の増大を図り、市の産業の活性化に資するため、立地を希望する企業や開発用地の地権者との交渉などを実施し、産業用地の開発事業を行う開発事業者（デベロッパー）等を対象に奨励金を交付する事業を行います。

燕市産業振興部商工振興課

令和5年7月

1 事業の目的

市内における産業用地の開発を促進することにより、企業の集積及び雇用の増大を図り、市の産業の活性化に資するため。

2 交付対象者

奨励金の交付を受けることができる者は、交付対象事業において立地企業との連絡調整等を行う開発事業者（※）が対象です。

なお、以下の項目をすべて満たす必要があります。

（※）開発事業者：開発許可（都市計画法第29条の規定による開発行為の許可）を受けた市内の対象地域において立地企業の誘致を行う事業者をいう。

- (1) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと
- (3) 政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと
- (4) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと
- (5) 国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度により、交付対象事業への補助金等の交付を受けたことがない者(その予定がない者を含む)
- (6) 市税等を滞納していないこと

3 奨励金の交付要件等

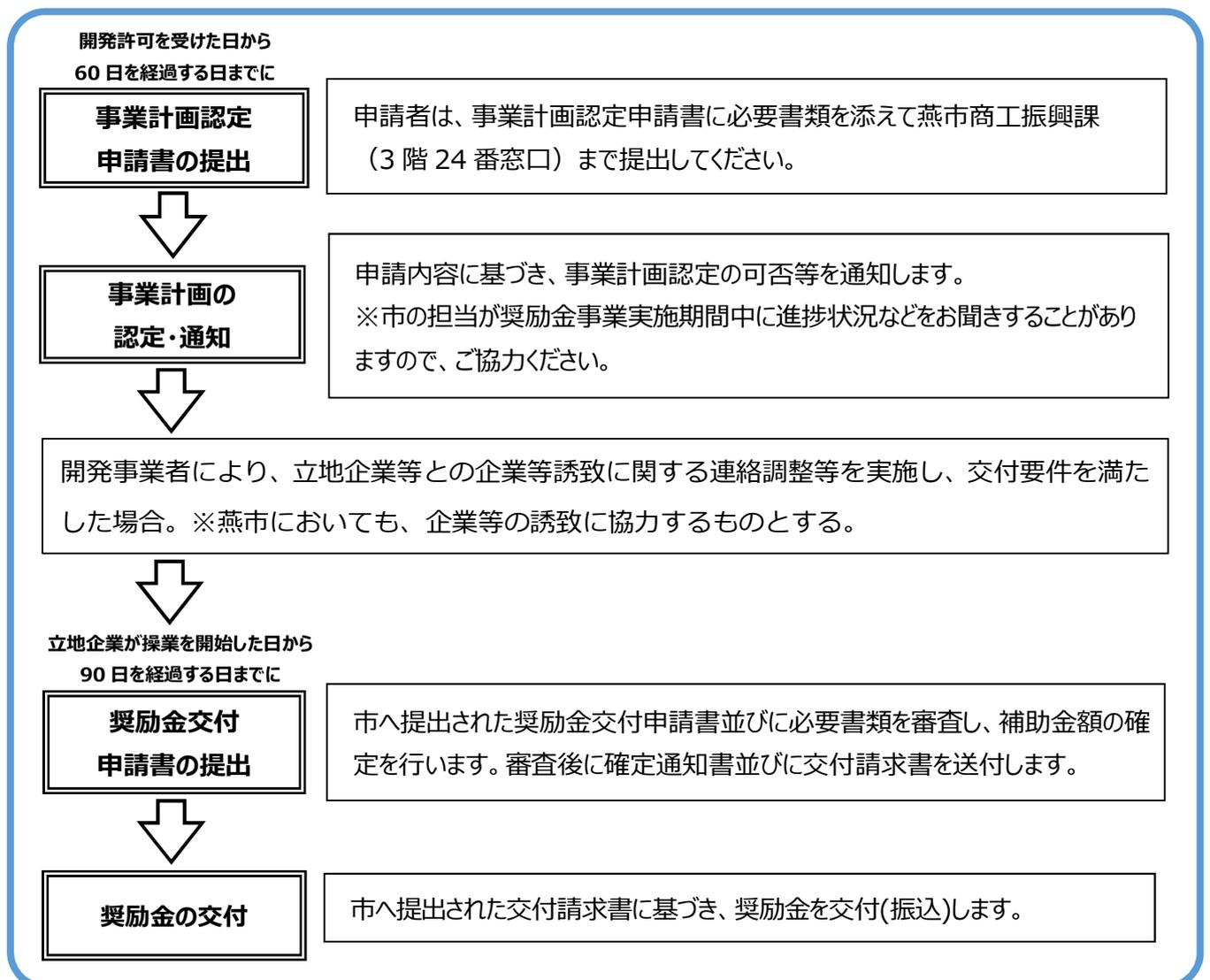
奨励金の種類、交付要件、交付額及び限度額経費については、以下の表のとおり。

種類	産業用地 面積	交付要件	交付額及び限度額
燕市産業用地開発事業奨励金	3,000 平方メートル以上	(1) 開発事業者が立地企業との連絡調整等を行うこと (2) 立地企業が土地を取得し工場等を建設すること (3) 立地企業が建設した工場等建	産業用地 1 平方メートルあたり 1,000 円とし、500 万円を限度とする。

	<p>築面積が取得土地面積の 20 パーセント以上であること</p> <p>(4) 立地企業が土地取得後 5 年以内に工場等を建設し、操業を開始すること</p> <p>(5) 立地企業が操業開始後、10 年間継続して事業を営み、その間他に転売しないこと</p> <p>(6) 納税状況が良好であること</p>	
--	--	--

備考 立地企業が取得した土地の面積に、1 平方メートル未満の端数があるときはこれを切り捨てた面積をもって交付額を算定する。

4 奨励金交付までの流れ



5 申請受付期間

令和5年7月1日(土) ～

※予算が上限に達した時点で予告なく受付を終了します

6 提出書類

申請書類については、以下の書類を郵送または市の担当窓口まで直接ご持参ください。

●事業計画認定申請

開発許可（都市計画法第29条の規定による開発行為の許可）を受けた日から起算して60日を経過する日までに、次の書類を提出してください。

1. 事業計画認定申請書（様式第1号）
2. 開発行為許可通知書の写し(開発許可に条件が付されている場合は、その写しを含む。)
3. 位置図
4. 現況図面
5. 土地利用計画図
6. 法人登記履歴事項全部証明書
7. 役員等名簿(様式第2号)
8. 市税の納税証明書又は本店所在地の納税証明書
9. その他市長が必要と認める書類

●奨励金交付申請

立地企業の操業開始から起算して90日を経過する日までに、次の書類を提出してください。

1. 奨励金交付申請書（様式第8号）
2. 開発行為に関する工事の検査済証の写し等
3. 開発行為竣工図
4. 竣工写真
5. 立地企業との関連性のわかるもの（媒介契約書の写し等）
6. 市税の納税証明書又は本店所在地の納税証明書

7. その他市長が必要と認める書類

●変更申請

交付決定通知書を受け取った後に事業内容が変更となった場合に次の書類を提出してください。

1. 奨励金交付対象事業変更申請書(様式第10号)

※軽微な変更の場合は、提出の必要はありません。

2. 変更内容を確認できる書類

7 お問い合わせ

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

燕市 産業振興部 商工振興課 新産業推進係
〒959-0295
燕市吉田西太田1934番地
TEL : 0256-77-8232 FAX : 0256-77-8306
E-Mail : shoko@city.tsubame.lg.jp